

当組合の保険給付に係る組合格約について、下記の通り変更いたしましたので公告いたします。

NXグループ健康保険組合
理事長 山崎 勝也



1. 変更規約

第7章 保険給付

- A. 当組合においては、一部負担還元金及び、家族療養費付加金について、2022年1月に改正された「健康保険組合事業運営指針」に基づき、保険給付金を調剤合算による支給を開始していたところであるが、規約に条文の記載がなかったため、記載する。
※「調剤合算」・・・医療機関に外来受診した患者の薬が、医療機関外の調剤薬局で処方（院外処方）された場合、**医科と調剤のそれぞれのレセプト(診療報酬明細書)を一体として合算するという考え方の**ことをいいます。
- B. 当組合においては、「公費優先」として、保険給付を行うこととなっているため、国または自治体からの医療費助成受給資格がある場合は、控除することを明記する。
- C. 一部負担還元金及び、家族療養費付加金は食事療養及び生活療養については対象外であるため、それを明記する。

～第7章 保険給付～ (第55条、第59条) 新旧対照表

※アンダーラインが改訂箇所および改訂に付随する追記・修正を示す。

新	旧
<p>第55条 (一部負担還元金)</p> <p>この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（<u>食事療養及び生活療養を除く。</u>）について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（<u>医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書を合算して1件とみなす。</u>）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。</p> <p>3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給を受ける資格がある場合又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>第55条 (一部負担還元金)</p> <p>この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。</p> <p>3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第59条 (家族療養費付加金)</p> <p>被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件（<u>医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書を合算して1件とみなす。</u>）について、療養（<u>食事療養及び生活療養を除く。</u>）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。</p> <p>3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給を受ける資格がある場合又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第59条 (家族療養費付加金)</p> <p>被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件について、療養（食事療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。</p> <p>3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。</p> <p>4 (略)</p>

2. 施行日

2026年3月1日